

保険医療機関 成田病院（医療保険）

届出施設基準内容	指定・受理番号等	指定(算定開始) 日
保険医療機関 成田病院 管 理 者 藤野晴彦	医療法第7条第1項の開設許可（医療機関コード・05-1, 008, 7）	平成 11 年 10 月 1 日
	生医第1664号	平成 11 年 10 月 1 日
	労災保険医療機関指定(指定病院等番号3630218)	昭和 50 年 10 月 1 日
	労災保険二次健診等給付医療機関指定	平成 13 年 5 月 1 日
	救急病院認定（徳島県指令医戦第3012号）	平成 27 年 3 月 1 日
療養病棟入院基本料 1 *当病棟では、1日に、7人以上の看護職員（看護師・准看護師）、5人以上の看護補助者が勤務しています。 時間帯毎の看護配置については次の通りです。 9:00～17:00まで・看護職員 1 人当りの受持数は12人以内です。・看護補助者1人当りの受持数は12人以内です。 17:00～ 9:00まで・看護職員 1 人当りの受持数は18人以内です。・看護補助者1人当りの受持数は46人以内です。	(療養入院)第368号 療養病棟入院基本料1（46床）	令和 2 年 4 月 1 日
在宅復帰機能強化加算	(療養入院) 第368号	
療養病棟療養環境加算（1）	(療養1）第9号	
医療安全対策加算 2	(医療安全2) 第48号 医療安全対策地域連携加算：医療安全対策地域連携加算 2	平成 18 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日
入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）	(食) 第395号	平成 11 年 10 月 1 日
喘息治療管理料	(喘管) 第7号	平成 18 年 4 月 1 日
糖尿病合併症管理料	(糖管) 第12号	平成 21 年 4 月 1 日
がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼) 第31号	平成 22 年 4 月 1 日
ニコチン依存症管理料	(ニコ) 第20号	令和 6 年 9 月 1 日
がん治療連携指導料	(がん指) 第65号	平成 30 年 9 月 1 日
在宅療養支援病院 ・別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する 在宅療養支援病院	(支援病3) 第4号	令和 4 年 4 月 1 日
在宅時医学総合管理料及び 施設入居時等医学総合管理料	(在医総管) 第47号	平成 18 年 4 月 1 日
在宅がん医療総合診療料	(在総) 第175号	平成 22 年 4 月 1 日
CT撮影及びMRI撮影	(C・M) 第210号	平成 26 年 5 月 1 日
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	(呼Ⅰ) 第66号	平成 26 年 4 月 1 日
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	(運Ⅰ) 第32号	平成 24 年 4 月 1 日
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	(脳Ⅱ) 第165号	令和 7 年 4 月 1 日
機能強化加算	(機能強化) 第227号	令和 4 年 4 月 1 日
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	(外在ベⅠ) 第164号	令和 6 年 6 月 1 日
入院ベースアップ評価料 2 0	(入ベ2 0) 第 4 号	令和 6 年 6 月 1 日

(介護保険) 事業所番号 3 6 1 0 5 1 0 0 8 7

届出施設基準内容	指定・受理番号等	指定(算定開始) 日
通所リハビリテーション	介護保険法第41条第1項本文及び同法施行法第17条に基づく	平成 12 年 1 月 28 日
	生介第627号	平成 12 年 4 月 1 日
介護予防通所リハビリテーション	介護保険法第53条第1項に基づく	平成 18 年 4 月 1 日
	介護保険法第54条第2項に基づく 生介第1495号	平成 18 年 4 月 1 日
訪問看護	介護保険法第46条第1項本文及び同法施行法第17条に基づく	平成 13 年 9 月 1 日
	生介第1011号	平成 16 年 3 月 1 日
介護予防訪問看護（みなし指定）	介護保険法第53条第1項本文に基づく	平成 18 年 4 月 1 日
訪問リハビリテーション	介護保険法及び同法施行法に基づく	平成 12 年 4 月 1 日
	生介第279号	平成 12 年 3 月 14 日
介護予防訪問リハビリテーション （みなし指定）	介護保険法及び同法施行法に基づく	平成 18 年 4 月 1 日
居宅療養管理指導	介護保険法及び同法施行法に基づく	平成 12 年 4 月 1 日
	生介第279号	平成 12 年 3 月 14 日
介護予防居宅療養管理指導（みなし指定）	介護保険法第53条第1項本文に基づく	平成 18 年 4 月 1 日

(介護保険) 事業所番号 3 6 B 0 5 1 0 0 8 5

届出施設基準内容	指定・受理番号等	指定(算定開始) 日
成田病院介護医療院 管 理 者 藤野晴彦	介護保険法第107条第1項に基づく	令和 5 年 10 月 1 日